

匝瑳市特定事業主行動計画の実施状況（平成21年度）

実施率 76.2%（21項目中16項目実施（一部実施を含む。））

◎：実施 △：一部実施 ×：未実施

項目	目標等		実施状況
(1) 制度の周知	① 仕事と家庭の両立を支援する制度を取りまとめたパンフレットを作成し、職員に配付	◎	平成18年度に職員の服務関係を取りまとめた「服務の手引き」を作成し、配布
	② グループウェア等で制度の内容やその活用の在り方等に関する正確で最新の情報を提供	◎	随時、グループウェア等に掲示
	③ 研修等において、仕事と家庭の両立支援についての啓発	◎	毎年度初頭に開催する「人事関係等説明会」で各課に説明
	④ 管理職や庶務担当者への手引書の配付	×	
(2) 妊娠中及び出産後における配慮	① 妊娠を申し出た職員の仕事の分担の見直し	△	必要に応じ、各課において実施
	② 産前産後休暇取得時の代替要員の確保	◎	臨時職員等により代替要員を確保
(3) 育児休業及び部分休業を取得しやすい環境づくり	① 育児休業プラン作成等	×	
	② 育児休業等を取得を予定していない職員に対する取得の促進	◎	毎年度初頭に開催する「人事関係等説明会」で各課に説明
	③ 育児休業の取得時の代替要員の確保	◎	臨時職員等により代替要員を確保
	④ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援	△	必要に応じ、各課において実施
(4) 男性職員による積極的な制度の活用	父親の出産、子育てに係る特別休暇の取得率を、平成21年度までに100%とする。	◎	平成21年度の父親となる男性職員の特別休暇の取得率は、100%
(5) 超過勤務の縮減	① 超過勤務縮減のための意識啓発等	◎	各課において予算編成時等に時間外勤務の妥当性の確認、時間外勤務の縮減の実施
	② 一斉定時退庁日の実施	×	
	③ 事務の簡素・合理化の推進	◎	行政改革大綱における「時間外勤務手当の削減」の取組みと併せ、各課において実施
(6) 休暇の取得の促進	子育て中の職員の年次休暇の平均取得日数を、平成21年度までに16日（80%）以上	×	

	<p>子どもの看護休暇等の取得の促進</p> <p>子どもの病気等の際には、特別休暇（年間5日以内）や年次休暇を活用して、100%休暇を取得できる職場の環境作り</p>	◎	<p>子どもの病気等に係る特別休暇（年間5日以内）、年次休暇の取得率100%</p>
(7) 人事異動についての配慮	<p>職員の家族構成、子育ての状況に応じた配慮</p>	◎	<p>出産、子育て等に配慮</p>
(8) 家庭・男女の役割についての意識啓発	<p>固定的な男女の役割分担意識等の解消のための意識啓発</p>	△	<p>平成22年2月に男女共同参画計画を策定し、推進</p>
(9) 新たな勤務形態の検討	<p>短時間勤務制等の勤務時間の弾力化・多様化の方策についての導入の検討</p>	◎	<p>平成20年度から育児短時間勤務制度を導入</p>
(10) 子育てバリアフリー	<p>① 施設利用者等の実情を勘案して、授乳室やベビーベッドの設置</p> <p>② すべての来庁者に丁寧に対応等ソフト面でのバリアフリーの実践</p>	△	<p>① 授乳室やベビーベッドの設置等施設・整備面での対応は未実施</p> <p>② 接遇研修（平成18年度～）を実施する等、子育て中の市民を含めたすべての来庁者に丁寧に対応できるソフト面でのバリアフリーを実践中</p>
(11) 子ども・子育てに関する地域貢献活動	<p>職員が「地域に貢献する子育て支援活動に積極的に参加できる職場」の環境づくり</p>	×	